

第一種電気工事士学科試験 例題

9. 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令

一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令科目の出題範囲は、

- ①電気工事士法、同法施行令、同法施行規則
- ②電気事業法、同法施行令、同法施行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気関係報告規則
- ③電気工事業の業務の適正化に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ④電気用品安全法、同法施行令、同法施行規則及び電気用品の技術上の基準を定める省令 です。

第一種のこの科目の出題範囲は、第二種より広く、②電気事業法と③電気工事業法が追加されます。

特に①電気工事士法は、電気工事士のことを定めた最も基本的な法律ですから、法令で定められた基本事項については理解しておく必要があります。

また、技術基準は施工上守らなければならない安全基準を定めたものですから、そのポイントを良く理解しましょう。

第一種電気工事士の場合は、電気工事士法、電気設備に関する技術基準、電気用品安全法に加えて電気事業法及び電気工事業法もよく学習し、各法令・基準の理解とそれを遵守する意識を身につけて下さい。

以下では、いくつかの例題を示しています。

例題 9 - ①

第一種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ従事できない作業は。

- イ. 最大電力800kWの需要設備の6.6kV変圧器に電線を接続する作業
- ロ. 出力500kWの発電所の配電盤を造営材に取り付ける作業
- ハ. 最大電力400kWの需要設備の6.6kV受電用ケーブルを電線管に収める作業
- ニ. 配電電圧6.6kVの配電用変電所内の電線相互を接続する作業

解答・解説

ハ.最大電力400kWの需要設備の6.6kV受電用ケーブルを電線管に収める作業

- 解答は、ハ.の「最大電力400kWの需要設備の6.6kV受電用ケーブルを電線管に収める作業」です。選択肢イ、ロ、ニの工事の作業には、電気工事士法が適用されません。

！ポイント！ 例題は、電気工事士法からの出題で、第一種電気工事士による工事作業の対象範囲を問うものです。電気工事士法に定められた基本事項は、電気工事士が身につけておくべき重要な知識です。しっかり勉強してきましょう。

例題 9 - ②

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」において、電気工事業者の業務に関する記述として、誤っているものは。

- イ. 営業所ごとに、絶縁抵抗計の他、法令に定められた器具を備えなければならない。
- ロ. 営業所ごとに、電気工事に関し、法令に定められた事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- ハ. 営業所及び電気工事の施工場所ごとに、法令に定められた事項を記載した標識を掲示しなければならない。
- ニ. 営業所ごとに、法令に定められた電気主任技術者を選任しなければならない。

解答・解説

ニ. 営業所ごとに、法令に定められた電気主任技術者を選任しなければならない。

- 「電気工事業の業務の適正化に関する法律」において、選択肢 イ. 第24条(器具の備付け)ロ. 第26条(帳簿の備付け等)ハ. 第25条(標識の掲示)が定められています。同法では、第19条で主任電気工事士の設置が義務付けられていますが、電気主任技術者の選任を義務付ける規定はありませんので、正答(誤っているもの)は、ニ. です。

！ポイント！ 例題は、電気工事業者が業務を行う際を守るべき義務からの出題です。営業所ごとに帳簿を備える等の様々な義務が規定されていますので、電気工事士として、これらをよく理解し、遵守することが求められます。